

3 市立大学連携事業

「大都市制度研究会報告集」 概要

2010年11月 大都市制度研究会 発行

(大阪市立大学、名古屋市立大学、横浜市立大学)

1. 報告集の構成

- ・「はじめに」…1頁

阿部昌樹（大阪市立大学教授）

- ・「基礎自治体重視の地域主権改革と大都市制度」…3頁～12頁

廣田全男（横浜市立大学教授）

- ・「地域間財政調整制度改革と3大都市の役割」…13頁～23頁

森徹（名古屋市立大学教授）

- ・「新たな大都市制度の構築に向けて」…25頁～40頁

阿部昌樹（大阪市立大学教授）

2. 各論文の概要

「基礎自治体重視の地域主権改革と大都市制度」

廣田全男（横浜市立大学教授）

昨年2月、大都市制度構想研究会（横浜市・大阪市・名古屋市）は、都市州の創設を主眼とする大都市制度改革を提案し、「地域主権型道州制」の必要性を主張した。政権交代を果たした民主党政権は地域主権改革を打ち出したが、今年6月の「地域主権戦略大綱」では「いわゆる『道州制』についての検討も射程に入れていく」ことを確認するにとどまり、道州制導入に向けた動きは停止している。

地域主権改革は政権交代前の地方分権改革と基本的に異ならず、「地域主権」は分権だけでなく自治を重視した政治的運動理念として理解される。「地域主権戦略大綱」は、「補完性の原理」に基づき、「住民に身近な基礎自治体を重視」する方針をとった。「基礎自治体」としての政令指定都市は、住民への近さ、住民自治、民主的統制の点で課題を抱えている。横浜市をはじめとする指定都市は、区役所の機能強化により大都市行政の分権化・効率化を推進してきたが、この強化された権限をチェックする住民自治の充実が求められている。横浜市には区民意思の把握とその区政への反映を図るための「区民会議」があるが、今日では形骸化している。区民会議の機能の強化、あるいは泉区におけるような区民会議に代わる新しい地域自治の仕組みづくりが課題となる。区レベルでも地域レベルでも、住民自治の充実に向けた「都市内分権」の実現は、大都市制度改革の優先的課題の一つである。

「地域間財政調整制度改革と3大都市の役割」

森徹（名古屋市立大学教授）

日本における現行の地域間財政調整制度である地方交付税制度は、国税を財源として各地方自治体に、その財源不足額に応じて一般補助金を配分する垂直的財源再分配制度の形態をとっている。しかし、国税の負担は各地域の住民が負っていることを考えれば、地方交付税制度も実質的には、地域間の財源再分配システムであると見ることができる。

このような見方に立って、現行制度の下で、横浜・大阪・名古屋の3大都市が地域間の財源再分配にどれほど貢献しているかを推計してみると、地域間の実質的な財源移転総額9.5兆円のうち2兆円弱を拠出していることがわかる（平成19年度）。現行制度の問題は、地方交付税額の決定が国主導で行われているため、地域間の財源移転の実態が、拠出側の地方自治体（住民）にも受給側の自治体（住民）にも認識されていないことであり、このことが、地方自治体の財政運営の不安定性や非効率性の要因となっている。

こうした現行制度の問題点を抜本的に解決するためには、国の関与を排除した純粋な地域間の水平的財政調整制度の構築が必要となるが、その前提となる大規模な税源移譲や地方税制度の再編等を考えると、当面の改革目標としては、垂直的財源再分配の形態は維持しつつ、財源の独立性や交付額の決定への地方の関与を明確にした制度への改変をめざすべきであろう（新地方分権構想検討委員会が平成18年に提言した「地方共有税」構想を参照）。現行制度の下で実質的に巨額の拠出を行っている3大都市は、その立場を維持しつつ、このような方向での地域間財政調整制度改革に積極的に取り組んでいくべきである。

「新たな大都市制度の構築に向けて」

阿部昌樹（大阪市立大学教授）

横浜市、大阪市、および名古屋市の3市によって組織された大都市制度構想研究会による「都市州」の提案は、近時における道州制論議の盛り上がりを踏まえて、かつて法制化されはしたものの、実施されることなく終わった「特別市」の制度を、道州制の導入とともに、道州制に適合的なかたちで復活させることを意図したものであった。

しかしながら、政権交代とともに、道州制の導入可能性は遠のいた。このことはまた、道州制の導入とともに都市州を制度化し、横浜市、大阪市、および名古屋市の3市に適用する可能性も遠のいたことを意味する。その一方で、大都市制度構想研究会が、道州制の実現に相当の時間がかかることが予想される場合に、現行の都道府県制の下で実現すべきものとして提言していた「新・特別市」と類似の構想が、指定都市市長会によって「特別自治市」という名称で提案されている。

これらのことを踏まえるならば、現時点において横浜市、大阪市、および名古屋市の3市が目指すべきは、特別自治市の実現を目指して、他の政令指定都市と共同で国政に働きかけていくとともに、特別自治市が実現されるまでの過渡的な措置として、基礎自治体優先の原則の徹底、法令による義務付け・枠付けの見直し、大都市税制の整備等を、同じく他の政令指定都市と共同で国に対して要請していくこと、そして、それとあわせて、それぞれの市の実状にあわせたかたちで、住民自治の充実を図っていくことであろう。

《お問合せ先》

公立大学法人大阪市立大学 総務課長 熊田文男 TEL:(06)6605-2010 FAX:(06)6692-1295
公立大学法人名古屋市立大学 学術課長 入江芳樹 TEL:(052)853-8041 FAX:(052)841-0261
公立大学法人横浜市立大学 学術企画課長 白柳康夫 TEL:(045)787-2421 FAX:(045)787-8907